

---

---

足 利 市  
新クリーンセンター整備・運営事業  
対 面 的 対 話 に お け る 議 事 録

---

---

令和5年4月17日

足 利 市

対面的対話における議事録

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	入札説明書に対する質問への回答	1	No. 1				事業方式	回答にて「解体跡地利用の整備費については、入札価格ではなく技術審査の対象です」とありますが、整備費用が定量もしくは定性評価されるということでしょうか。評価の対象となる技術提案の様式と審査の視点、配点をご教示願います。	解体跡地に係る計画は、定性評価の対象となります。主な審査項目は落札者決定基準のNo.7(2-(3)-ア)及びNo.14(3-(1)-ア)となります。経済的かつ安定的な稼働に配慮した上で、該当する様式へ必要となる内容を記載してください。
2	入札説明書に対する質問への回答	4	No. 33				入札提出書類	回答に「整備費についてもご提出ください」とありますが、施設計画図書⑦足利市南部クリーンセンターの跡地整備設計に係る図書に記載すればよろしいでしょうか。記載箇所をご教示願います。	余熱体験施設の設計・建設及び運営・維持管理に関する提案書（様式17号-1-1【配置動線計画】動線計画・諸室配置）に整備費を記載してください。
3	入札説明書に対する質問への回答	4	No. 33				入札提出書類	回答に「跡地に整備する屋外施設についても、提案してください」とありますが、屋外施設の提案に係る都市計画決定上の建築制限がありましたら、ご教示ください。	当該地は、「ごみ焼却場」として都市計画決定がされています。ごみ焼却場と全く関連つかない施設の建築に対して制限がかかるものと考えてください。なお、過大な施設は求めています。
4	入札説明書に対する質問への回答	4	No. 33				入札提出書類	既設跡地盛土工事（別事業）後の盛土レベルはEL24.3mと理解してよろしいでしょうか。また、屋外施設整備については、経済性を考慮し、水害時の浸水対策は施さなくてもよろしいでしょうか。	現在市で想定する盛土レベルについては、お見込みのとおりですが、法的、技術的両面を考慮するとともに、経済性に配慮した上で、事業者による変更提案は可とします。屋外施設整備については、安定的なごみ処理業務の継続に必要な機器、設備等に対して、浸水対策を施してください。
5	要求水準書に対する質問への回答	1	No. 2					対面的対話の前提条件として、「提案内容が本市の望まない仕様となることを避けるため、事前確認を行います。」とありますが、対面的対話の実施日時点では、施設全体の設計作業が途中であり、技術提案書の提出に向けて対面的対話以降も提案内容を追加することが予想されます。本事業全般においてライフサイクルコストへの配慮、及び市民サービスの向上に関する提案内容については、対面的対話以降も追加することは可能と理解でよろしいでしょうか。	提案内容の追加・変更は、提案書提出まで可能です。ただし、「提案内容が本市の望まない仕様となることを避けるため」基本的には第2回質問での確認をお願いします。
6	要求水準書に対する質問への回答	1	No. 3				建設場所	申請敷地は都市計画決定された範囲とのことですが、盛土事業範囲と解体撤去範囲との境界については、一体の敷地となるため特に騒音の規制はないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

対面的対話における議事録

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	項目名	質問内容	回答
7	要求水準書に対する質問への回答	3	No. 15				東電鉄塔補強工事	東電鉄塔補強工事費（174,180,000円）は本事業の入札金額に含めること、また金額の変更は想定していないとのことですが、電力会社との工事費負担金は、施工内容の変更や手配時期の物価変動等により、一般的に変動が生じるものであると認識しております。そのため、発注者と事業者の適正なリスク分担及び競争入札における公平性の担保の観点から、同工事費に増減が生じた場合は、契約変更により精算いただきますようお願いいたします。	要求水準書に対する質問への回答No. 15のとおりとします。ただし、想定外のリスクは本件に関わらず事業に関わる全ての事象で起こりうるため、その際は市と事業者で適正に対処します。
8	落札者決定基準に対する質問への回答	1	No. 8				表3 (1/2) 2 (2) ア	熱供給を最大化するための提案とありますが、発電量や売電量の最大化、敷地内での余熱利用の省エネ化を最大限図った上で、熱供給の最大化が評価されるものと理解してよろしいでしょうか。	園芸施設への熱供給が要求水準書の最大量である11.0GJ/hを上回ることや、余熱体験施設に過剰な熱供給を行うことで評価するものではありません。熱利用の優先順位は、場内のプラント利用、園芸施設への熱供給、余熱体験施設への熱供給、発電による場内利用、売電となります。
9	落札者決定基準に対する質問への回答	1	No. 8				表3 (1/2) 2 (2) ア	園芸施設への熱供給量最大化について、要求水準書p. 87では最大11.0GJ/hが要求となっておりますが、これを超える熱供給をすることは提案可能でしょうか。	要求水準書に記載の値を超える熱供給は、想定していません。
10	様式集に対する質問への回答	5	No. 44					『「2. 地元雇用に係る貢献金額」は、SPCが足利市民に直接支払う分のみ計上してください。』とございますが、市内企業に業務を委託（発注）しない場合には、SPCが直接雇用する者だけでなく、本施設に従事する職員が地元住民である場合にも地元雇用額として計上できるものと理解でよろしいでしょうか。	企業に業務を委託する場合は、その企業が市内企業である場合のみ市内企業に係る貢献金額〔様式第18号-1-1(別紙1) 1〕に計上してください。委託先企業の従業員が地元住民であっても、市外企業であればその雇用費用は計上できません。
11	要求水準書	7		10	(2)		地質	添付資料08 新クリーンセンター整備に係る軟弱地盤対策検討業務委託報告書では、地震時に法面が崩壊する可能性があり、対策が必要との結果が出ています。要求水準書にて「軟弱地盤対策等が必要になる場合は、本事業の工事範囲内とする」とありますが、引渡し前（造成時）にも法面崩壊リスクがあり、リスクが顕在化した場合、南側道路や水路へ被害が及ぶ可能性があります。上記について、貴市のお考えをご教示ください。	引渡し前（造成時）の法面崩壊リスク負担者は本市となります。事業期間を通じ、大規模地震の際には法面崩壊の可能性があります。そのような際には道路管理者や水路管理者と連携し、市の所掌として早期に支障物等の撤去を行うこととします。

対面的対話における議事録

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	項目名	質問内容	回答
12	要求水準書	7		10	(2)		地質	「軟弱地盤対策等が必要になる場合は、本事業の工事範囲内とする」とありますが、法面全てに対策工事を行った場合、多大な費用が追加となる可能性があります。対策工事について、貴市のお考えをご教示ください。	No. 11回答のとおり、法面崩壊に伴う事業地外の災害復旧については市の所掌により対応を行います。事業地内におけるごみ処理については継続的に行う必要があります。これに要する対策工事は事業者の所掌として実施してください。
13	要求水準書	23	第3章	1	(2)	セ	焼却灰及び飛灰処理物	焼却灰において溶出基準のご指定がございしますが、既設工場（足利市南部クリーンセンター様）では主灰に重金属処理薬剤は投入しているのでしょうか。また投入している場合は添加率はどの程度かご教示お願い致します。	投入していません。
14	要求水準書	53	第3章	2	(1)	セ	全体配置計画	「計量棟周辺に収集運転員が休憩可能な駐車スペース、便所、自動販売機設置スペース（自動販売機本体は本市で設置するが、事業者は稼動に必要な電気設備を設置）を設け、便所は計量員が共用できるようにする。」とありますが、便所、自動販売機設置スペースの位置は添付のように一般の来場者から見える位置でもよろしいでしょうか。	一般の来場者から見える位置であっても差し支えありません。なお、入札説明書等に関する質問の回答（第1回）のとおり、自動販売機本体は本市では設置しません。
15	要求水準書	110	第3章	第4節	(2)	エ	(カ)特記事項i	「底部の汚水が速やかに排出されるように、1%以上の水勾配、底部形状を設ける。また、スクリーンは、十分に耐食性を有する材質とし清掃の容易な構造とする」とありますが、以下の理由から汚水槽の設置せず、また、汚水槽を設置しないことからピット底部の水勾配は設けず平坦とする提案は可能でしょうか。 ①ピット貯留を想定している資源物（プラスチック製容器包装等）のピットでは、弊社実績上、ピット汚水槽が必要となるほど汚水が発生していない。 ②万が一火災が発生した際、放水した水が汚水槽から抜けないようにし、ピットにとどめた方が、消火上優位と考えられる。	維持管理等に支障がなければ平坦とする提案を可とします。
16	要求水準書	140	第3章	4	(9)	エ	蛍光灯ストックヤード	「着脱コンテナと丸管用と直管用に分けて貯留する。」とありますが、小型家電貯留設備と同様に、コンテナは搬出業者にて準備頂けるものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

対面的対話における議事録

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	項目名	質問内容	回答
17	要求水準書	141	第3章	4	(9)	カ	乾電池・充電池等ストックヤード	「ドラム缶（200L）の中に保管する。」とありますが、ドラム缶何本を保管できる面積を確保すればよろしいでしょうか。	要求水準書P25年間搬入量及び要求水準書P141の混合割合を基に、必要本数を算出してください。
18	要求水準書	191	第3章	7	(3)	ア	一般事項	造成工事終了後から本工事（現地工事）着工までの敷地管理について「事業者において仮囲いを行うなどして適切な敷地管理を行う。」とありますが、工事の実施前であることから第三者に対して敷地境界と立入禁止を明示できればネットフェンス程度の仮囲いによる管理でも宜しいでしょうか。貴市の推奨する仮囲いの標準仕様があればご教示願います。	本市で推奨する仮囲いの標準仕様はありません。事業者において、事業地を適切に保全できるような仮囲いを想定してください。
19	要求水準書	206	第4章	2	(4)	ア	受付、計量業務	「市民の直接搬入及び事業系ごみの直接搬入については、搬入時に身分証明書を提示するとともに「一般搬入報告書」を提出することとしている。」とありますが、報告書の受付は入口計量棟で行ってもよろしいでしょうか。他に受付を設ける必要はございますでしょうか。	受付対応者が入口計量棟受付窓口で待機し、搬入者を受け付けるのではなく、現南部クリーンセンターで運用している、受付対応者が一般搬入者の車両におもむき、搬入者が車両から降車することなく受付を行うことを想定しています。
20	要求水準書	207	第4章	2	(5)	ウ	熱エネルギーの供給	試運転期間中に焼却炉および予備ボイラのいずれも運転できない場合には、事業者が燃料を負担することを条件に既存南部クリーンセンターの予備ボイラから園芸施設への熱供給を行っていただくことは可能でしょうか。	南部クリーンセンターの予備ボイラからの熱供給は行いません。他の手段を用いて園芸施設の保温を行ってください。
21	要求水準書	225	第5章	1	(3)	イ	指定管理者の指定	余熱体験施設の運營業務における業務内容の全部または主要な部分については指定管理者にて遂行いたします。指定管理者は余熱体験施設の運營業務中における一部専門的業務である、清掃業務・警備業務・植栽管理業務の再委託を現時点で想定しております。上述の各業務について、指定管理者から再委託することは可能でしょうか。	質問の内容については差し支えありません。指定管理者として指定された事項に対し、全部または重要な業務を再委託することはできません。指定管理の趣旨を逸脱しない範囲において、付随する業務を再委託することは可能です。
22	要求水準書	225	第5章	1	(4)	ウ	学校授業でのプール利用	教職員の負担軽減を目的に学校授業での指導・監視を運営事業者が行うことを提案してもよろしいでしょうか。	学校授業での指導・監視は教職員が行います。要求水準書のとおりとし、提案はできません。
23	要求水準書	225	第5章	1	(4)	ウ	学校授業でのプール利用	現在想定されている学校授業でのプール使用スケジュールをご教示願います。	要求水準書に記載のとおりです。

対面的対話における議事録

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	項目名	質問内容	回 答
24	要求水準書	228	第5章	2	(1)		施設運営の基本方針	民間企業が運営する市内類似施設への配慮についてですが、料金設定や物品販売などを配慮すればよろしいでしょうか。具体的な内容をご教示願います。	余熱体験施設の利用料金を著しく安価にして、民間施設の固定客をすべて本施設に引き込むような誘導は避けるべきと考えています。民業圧迫とならないよう、料金設定に十分考慮してください。 例えば、ジム通いや、高頻度の利用というニーズもあれば、利用頻度があまり高くない健康づくりのきっかけの場というニーズもあります。民間施設と本市施設と、それぞれで役割分担が図れればと考えています。
25	要求水準書	228 230	第5章	2	(2) (8)		業務実施体制	余熱体験施設の総括管理を行う責任者と、運転管理業務の遂行に必要な業務責任者は、それぞれ別の人員という認識でよろしいでしょうか。	役割が異なりますので、兼務とするか、別の人員とするかについては、事業者の提案によります。
26	要求水準書	233	第5章	2	(8)	キ	受付管理業務	学校授業でのプール利用料金は年度ごとの算出をしますが、学校授業は減免の為売上補填は無く、算出のみを行うという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	添付資料13	2.4-6	2.4	3)	a)	表2.4-6	事業計画の条件	表内「排ガス諸元」にて排ガス温度162℃と記載されていますが、排ガス温度の許容値はございますでしょうか。	極端な温度でなければ特に許容値はありません。
28	添付資料19						搬入車両台数及び搬入量	運転計画のために、日別搬入実績を1年以上ご教示願います。	月別実績から類推してください。
29	添付資料26						全体配置図案(参考)	施設を計画するにあたり、設計的な確認が必要と判断した場合、事業者側にて各諸官庁(消防署や河川事務所等)に直接確認することは可能でしょうか。	計画上、必要となる各諸官庁への確認については、事業者側にて直接実施しても差し支えありません。
30	添付資料30						過去10年間の月別時間別平均気温【更新版】	添付30-1の月別時間別平均気温より算出した月別平均気温と、添付30-2にご提示の月別平均気温の数値が若干異なります。園芸施設への熱供給量および年間売電量の算出においては、添付30-1の月別時間別平均気温の値を使用するという理解でよろしいでしょうか。	添付資料30-1は、毎日の時間別データを月別時間別に集計して端数を整理したものです。添付資料30-2は、毎年の月別平均気温のデータを集計して端数を整理したものです。お見込みのとおり、添付資料30-1を用いて算出してください。
31	落札者決定基準	8	第4章				表3 (2/2) 3 (5)	余熱体験施設における「提案施設」については、ア提案事業の提案書内に記載し、ア提案事業の審査の視点にて評価されると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

対面的対話における議事録

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	項目名	質問内容	回 答
32	様式集 (Word版)	様式第 16号-2- 2					二酸化炭素排出 量の削減	太陽光発電について、要求水準書には記載がありません。 本事業では「逆潮電力1,999kW以下」の制限があり、ごみ発電だけでその制限を上回る発電を行う能力があります。 このような中、ごみ発電に加えてさらに太陽光発電機を数百kW程度と大規模に設置する計画は、例え発電してもその分ごみから回収したエネルギーを捨てざるを得ないため、CO2削減効果も薄いと考えます。さらに、経済性も乏しいため、望まれていないとの理解でよろしいでしょうか。 一方で、環境啓発を目的とした、小規模(10kW程度)の太陽光発電の導入は提案可能でしょうか。	本事業全体を通じて経済的かつ安定的に実施することを基本理念としていますが、同基本理念を遵守した上で、事業者の知見に基づく提案を妨げるものではありません。 本事業実施に当たり、最もよりよいかたちで進めることができる提案をお願いします。
33	様式集 (Word版)	様式第 18号-1- 1				図1	地域貢献金額の 加算対象の範囲 (JVを組成しない場合)	運営事業にかかる地域貢献金額の算定について、運営事業者（SPC）からの一次下請けが、市内企業を構成員とするJVとなる場合の算定方法を明示願います。 「地域貢献金額の上乗せだけを目的とした出資比率による算定」や「発注と雇用の二重計上を確認することが困難になること」を危惧しており、市内企業の分担する業務に応じた金額のみ地域貢献金額となるようご検討願います。	様式集（Word版）85ページの図2及び図3の元請けの上にSPCがくる形で、元請けのJVを一次下請けと置き換える形で考えてください。 ただし、実態の伴わない地域貢献金額の上乗せを目的とした算定は市の意向に反することから「4様式集に対する質問回答No.37」の回答のとおり、公正な入札環境を保つため、良識的な提案としてください。
34	様式集 (Excel版)	様式第 16号-4- 1（別紙 1）						マテリアルリサイクル推進施設表の可燃性残さ、不燃残さ、処理不適物、処理困難物の記入について、各処理系統ラインの選別対象物と可燃残さ及び不燃残さの貴市実績量を参考にいたしたく、資料の提供をお願いします。	提示した計画値は、想定によるものです。処理ライン別に計量していないため、実績量は不明です。 残さの合計は、本市ホームページに掲載した「足利市一般廃棄物処理基本計画（令和3年7月）」を参照してください。